

作成年月日	平成28年2月12日
作成部局 課室名	健康福祉部社会福祉局 社会福祉課

高齢者や障害者の安心確保等の推進

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、介護基盤の充実強化に加え、認知症施策の総合推進など、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組むとともに、障害の多様化や重度化に対応するため、地域における相談体制の整備や障害福祉サービス等の充実を図る。

また、これらの取り組みに加えて、福祉人材の確保や生活支援など、社会福祉基盤の充実により、年齢・性別、障害の有無等に関わらず、誰もが安心して暮らし、元気に活動できる社会の実現を目指す。

【高齢者の安心確保】

I 介護サービスの基盤強化

1 在宅サービスの基盤強化

(1) (拡)定期巡回・随時対応サービスの充実支援 【58,840千円】

中重度の要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、毎日、定時の巡回と、24時間利用者の求めによる随時の訪問サービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及を促進

① (拡)地域サポート型施設等定期巡回サービス参入促進モデル事業

地域サポート型施設等による定期巡回・随時対応サービスへの参入を促進するため、オペレーターの配置経費の一部を補助

- 補助対象 地域サポート型施設（特養等）、介護老人保健施設、サービス未設置の市町で新たに開設する事業者等
- 補助内容 新たに必要となるオペレーターの人件費1名分
- 補助額 月額250千円（次年度2/3、次々年度1/3）

② 訪問看護充実支援補助

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護で生じている介護報酬単価の格差を緩和し、定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進

- 補助対象 連携型：訪問看護事業所、一体型：定期巡回サービス事業所
- 補助基準額 要介護3・4…訪問看護：月4回 3千円/月・人、月5回以上 11千円/月・人
要介護5 …訪問看護：月5回 3千円/月・人、月6回以上 11千円/月・人
- 補助率 3/4

③ 機能強化型訪問看護ステーション等との連携推進

定期巡回・随時対応サービスの連携事業所として参入するために必要な経費を助成

- 補助基準額 上限500千円
- 補助率 3/4

(2) 訪問看護師充実支援事業 【27,875千円】

医療ニーズのある要介護高齢者に対して必要となる訪問看護サービスの安定的な提供体制を確保するため、その担い手である訪問看護師の現地訓練及び活動内容を充実

① 初任訪問看護師の現地訓練経費助成

- 研修期間 6か月
- 補助基準額 220千円/人
- 補助率 1/2

② 利用者情報を記録するICT機器等の整備補助

○補助基準額 上限500千円

○補助率 3/4

(3) (新)空き家を活用したグループハウス設置モデル事業の実施 【10,500千円】

要介護2以下で1人暮らし等のため自宅生活に不安のある高齢者が、見守り等の支援を受けつつ、家事を分担し互いに助け合いながら共同生活を行う空き家を活用した「グループハウス」の普及を図るため、改修経費の一部を補助

○補助対象 バリアフリー工事、耐震化・建築基準法用途変更対応工事、スプリンクラー工事等

○補助額 (単位：千円)

入居人数	5人	6人	7人	8人	9人
補助額	3,750	4,500	5,250	6,000	6,750

2 施設サービスの基盤強化

(1) 介護拠点の整備促進

① (拡)介護拠点の整備 【5,115,060千円】

特別養護老人ホームに加え、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など住み慣れた地域での介護拠点施設の整備を促進

また、特養待機者早期解消対策として特別養護老人ホームの整備（広域型）のメニュー拡充（多床室整備助成）を図るとともに、補助単価を加算

(単位：千円)

事業区分		補助単価 (加算単価)	件数 ・床数	所要額 (加算込)
県 補 助	特別養護老人ホーム	3,060 (+360)	160床	489,600
	併設ショート	1,530 (+180)	30床	45,900
	介護老人保健施設	25,000	1施設	25,000
	ケアハウス	2,700	40床	108,000
	計			668,500
市 町 補 助	小規模特別養護老人ホーム	4,120	493床	2,105,110
	認知症対応型グループホーム	32,000	24施設	768,000
	小規模多機能型居宅介護事業所	32,000	31施設	992,000
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000	8施設	256,000
	定期巡回・随時対応サービス	5,670	25施設	141,750
	認知症対応型デイサービスセンター	11,300	12施設	135,600
	介護予防拠点	8,500	3施設	25,500
	施設内保育施設	11,300	2施設	22,600
計			4,446,560	
合 計				5,115,060

② サービス付き高齢者向け住宅機能強化事業 【85,500千円】

サービス付き高齢者向け住宅において、特養並のケアを提供する特定施設入居者生活介護の実施を促進するため、事業者指定に必要な施設整備費を助成

○補助対象面積 180㎡(上限)

○対象経費 特浴室、機能訓練室等の整備費用

○補助基準額 190千円/㎡

○補助率 1/2

II 市町の地域支援事業の支援

1 地域総合支援センター（地域包括支援センター）の機能強化等

(1) 地域総合支援センターの機能強化

【4,188千円】

市町が地域包括ケアシステムの構築に向け、地域総合支援センターの機能を強化できるよう、課題の分析や支援策の検討を行う会議を開催するとともに、市町が開催する地域ケア会議を支援するための研修や人材派遣を実施

- 地域総合支援センター支援会議 2回
- 地域総合支援センター職員研修会
- 地域ケア個別会議研修会 2回
- 専門職の派遣

(2) (拡) 高齢者の権利擁護の推進

【3,471千円】

高齢者虐待の未然防止、早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応に係る市町、地域総合支援センター等への支援として、研修を実施するとともに、高齢者権利擁護相談窓口を設置

① 高齢者虐待対応力向上研修の実施

- 開催回数 10回

② (新) 高齢者権利擁護相談窓口の設置

- 電話相談 週1回
- 来所相談 月1回

2 介護予防・生活支援の総合的な推進

(1) (拡) 介護予防・生活支援の基盤整備

【20,093千円】

市町の介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を支援するため、関係者の連携を強化するとともに、市町職員、リハ専門職、生活支援コーディネーター、生活支援の担い手の研修などを実施

① 介護予防・生活支援会議の開催

医療・リハ・福祉・介護等の関係者で構成する県介護予防・生活支援会議を開催し、介護予防・生活支援の推進に係る情報の共有、課題の整理、対応策の検討などを実施

② 市町担当者向け介護予防・生活支援関連研修等の実施

関連施策の動向や先進事例について、市町担当者向けの研修等を開催

③ リハ専門職向けの新たな介護予防研修等の実施

市町の地域リハビリテーション活動支援事業を支援するため、リハ専門職の研修及び通所・訪問事業所や住民運営の通いの場等へのリハ専門職の派遣調整を実施

④ 生活支援コーディネーターの養成

市町による生活支援サービスの体制整備を推進する人材を県社会福祉協議会に配置して、生活支援コーディネーターの養成研修や活動支援を実施

⑤ 介護予防・生活支援普及フォーラムの開催

介護予防・生活支援の取組を広げるため、一般県民、福祉・介護・リハビリ関係者等を対象とした普及フォーラムを開催(2回)

⑥ (新) 助け合いによる生活支援の担い手養成

総合事業の担い手のうち、基準を緩和した訪問型サービスに従事する人材や広域的な移動支援の従事者などを養成するため、必要な知識及び技能を習得する研修等を実施

- 対象 NPO、民間事業者、協同組合 等
- 開催回数 3回(計5日)

(2) (拡)地域サポート型施設(特養等)推進事業の実施 **【26,104千円】**

生活援助員(LSA)を配置して地域住民を対象に24時間体制で見守り等を行う地域サポート型特養の対象を養護老人ホーム、軽費老人ホーム等にも拡大し、社会福祉法人の地域貢献による高齢者の在宅生活を支える取組を拡充

① (拡)地域サポート型施設(特養等)の認定・補助

- 補助対象 社会福祉法人(新規10か所(平成27年度7か所))
- 補助単価 初度設備:定額(1,000千円)
賃金助成:定額(平成28年度認定分:1,000千円、平成27年度認定分:600千円、平成26年度認定分:300千円)

② 地域サポート型施設(特養等)普及推進事業

- LSAの資質向上を図るため、研修会等を実施
- 実施内容 専門相談会(4回)、研修・交流会(2回)、事例報告会・情報交換会(4回)

(3) 地域サポート事業(安心地区)の推進 **【18,300千円】**

小学校区等の身近な地域で、元気高齢者等の地域住民による家事援助、配食サービスやミニデイサービス等の生活支援を行うモデル事業を実施し、その成果を普及

① 地域サポート事業(安心地区)推進協議会設置事業

- 委託額 平成27年度設置分:2,650千円、平成26年度設置分:2,300千円
- 箇所数 7か所(平成27年度設置分:5か所、平成26年度設置分:2か所)

② 地域サポート事業(安心地区)の普及

市町の生活支援担当者、福祉関係者、県民等を対象とした活動報告会(1回)と、モデル地区(15か所)の活動者や支援者を対象とした情報交換会(2回)を開催

3 在宅医療・介護連携の推進

(1) (新)在宅医療・介護連携推進事業等への支援 **【1,884千円】**

地域における在宅医療・介護連携を市町が円滑に実施できるよう研修会等を実施

① 在宅医療・介護連携推進事業支援研修の実施

市町担当者、医療・介護団体等を対象として、在宅医療・介護連携に関する施策の動向や先進事例などの研修を実施(2回)

② 市町への広域的支援等

市町による医療・介護関係者向け研修等の開催を支援するとともに、在宅医療・介護連携に係るパンフレットを作成

③ 連携支援コーディネーター養成研修の実施

市町が設置する在宅医療・介護連携に関する相談窓口の職員等を育成するための研修を開催(2回)

④ 医療・介護連携による終末期対応力向上研修の実施

医療・介護関係者が連携して、終末期まで地域での生活を支えられる体制を構築するため、医師や介護支援専門員などの多職種研修を県医師会で開催(2回)

Ⅲ 認知症施策の総合推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指して、「予防、早期発見」、「医療」、「地域連携」、「人材育成」、「若年性施策」の五本柱で、当事者の視点を重視し、切れ目のない総合的な施策を推進

1 (拡)認知症予防・早期発見の推進

(1) (拡)認知症予防教室 【5,480千円】

認知症の予防や早期発見のため、特別養護老人ホームで一般県民等を対象に、県の認知症チェックシートや認知症予防体操を採り入れた予防教室を開催

(2) (新)認知症予防活動推進リーダー研修 【1,030千円】

但馬長寿の郷の「健康増進・交流機能」の一環として、認知症予防体操を県内全域に普及するため、リーダー養成研修を開催

○対象 元気高齢者、地域リーダー及び市町職員等

○養成人数 300人

(3) 認知症コールセンター 【3,212千円】

気軽に認知症の相談ができるよう、短縮ダイヤルでつながる電話相談窓口を運営

電話番号	相談日	相談時間
#7070 (0791-58-1106)	月～金	10:00～12:00、13:00～16:00

(4) 認知症・高齢者相談 【1,450千円】

県民総合相談センターにおいて、認知症の人と家族の会(月・金)及び県看護協会(水・木)による電話相談を実施 ☎ 078-360-8477 (10:00～12:00、13:00～16:00)

(5) 認知症の早期発見・早期対応研修 【4,615千円】

各市町が設置する認知症相談センターの機能向上を図るため、早期介入支援実務者研修を開催するほか、認知症初期集中支援チーム員の養成を行うなど、市町での早期発見・早期対応を推進

2 認知症医療体制の充実

(1) 認知症疾患医療センター運営事業 【25,340千円】

地域の認知症医療水準の向上を図るため、認知症疾患医療センターにおける専門医療相談、鑑別診断、初期対応及び合併症・周辺症状への急性期対応等を実施

■ 設置数11か所(神戸圏域は神戸市が設置)

圏域	医療機関名	圏域	医療機関名
神戸	神戸大学医学部附属病院、一般財団法人甲南会六甲アイランド甲南病院	中播磨	兵庫県立姫路循環器病センター
阪神南	兵庫医科大学病院	西播磨	兵庫県立リハビリテーション西播磨病院
阪神北	独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院	但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院
東播磨	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川西市民病院	丹波	医療法人敬愛会大塚病院
北播磨	西脇市立西脇病院	淡路	兵庫県立淡路医療センター

(2) 認知症医療連携体制強化事業

① 認知症疾患医療センターを核とした医療体制構築事業 【31,176千円】

認知症疾患医療センターにおいて、圏域内医療連携会議や研修会・事例検討会等を実施し、認知症対応医療機関などとの連携を強化

② 認知症対応医療機関連携強化推進事業 【2,368千円】

認知症対応医療機関登録制度の県内全域への普及・定着を図るため、圏域毎の連絡会等を実施するとともに、認知症医療全県フォーラムを開催

■ 認知症対応医療機関数(平成27年12月現在)

(単位：か所)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
I群(身近な医療機関)	250	218	144	82	68	107	87	61	28	64	1,109
II群(専門医療機関)	16	9	5	5	4	4	2	2	1	2	50
合計	266	227	149	87	72	111	89	63	29	66	1,159

(3) (拡) 認知症医師等研修事業 【6,076千円】

かかりつけ医や病院勤務の医療従事者等への研修、医療や介護関係者への助言等を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、新たに歯科医師、薬剤師、看護職員への認知症対応力向上研修を実施

[内容] (新) 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修の実施、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施(7回)、認知症サポート医の養成(25人)等

3 認知症地域連携体制の強化

(1) (拡) 認知症地域連携強化事業 【5,355千円】

① (新) 店舗等の認知症対応力向上推進事業

社員への認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への適切な理解と対応に努める企業の取組を支援

② 認知症地域支援推進員の養成・活動支援

認知症相談センターなどに配置される認知症地域支援推進員の養成を行うとともに、認知症の症状や進行に応じた切れ目のないサービスを提供できるよう市町による認知症ケアネット構築の取組を支援

(2) 認知症の人を支える地域づくり事業 【1,500千円】

認知症への理解を促進するため、家族会と協力して街頭キャンペーン等を実施

4 認知症ケア人材の育成

(1) (拡) 認知症介護実践研修の実施 【11,989千円】

介護職員や施設管理者等の認知症への対応力向上を図るため、介護指導者養成研修、実践リーダー研修、実践者研修などを行うとともに、新たに認知症介護基礎研修、認知症機能訓練研修を実施

(2) 認知症高齢者等の法人後見・市民後見体制の整備 【60,633千円】

① 法人後見・市民後見推進支援事業

法人後見・市民後見を推進する体制の整備・強化に取り組む市町(16市)に対し、必要経費を助成

○対象経費：市町が実施する養成研修等に要した経費

○補助率：10/10

② 法人後見・市民後見体制整備事業

専門員(1名)を県社会福祉協議会に配置し、法人後見や市民後見に関する情報提供や助言を行うとともに、会議・研修会の開催により市町の体制整備を推進

5 若年性認知症施策の推進

- (1) ひょうご若年性認知症生活支援相談センターの運営 **【9,172千円】**
若年性認知症専門相談員(2名)を配置し、市町、関係機関等と連携し相談支援を行うとともに、市町の体制整備を推進
〔内容〕 電話相談窓口の設置・個別支援、支援担当者研修会・啓発フォーラムの開催等
- (2) ひょうご認知症当事者グループ推進事業 **【6,772千円】**
認知症当事者グループ推進員(1名)を配置し、認知症当事者グループの活動を支援し、当事者視点による課題検討とピア・サポートの場づくりを支援

【障害者の安心確保】

I 地域における生活支援体制の整備

1 相談支援体制の充実

- (1) 障害者相談支援体制等整備事業 **【8,053千円】**
障害者に対する相談支援事業に従事する相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修や能力向上のための研修、市町の相談支援体制の整備に対する支援等を実施
○受講見込者数：1,440名
○市町における相談支援体制の整備支援
- (2) 高次脳機能障害支援体制強化事業 **【14,839千円】**
支援拠点である総合リハビリテーションセンターの相談支援体制を強化するため、コーディネーターの配置や医療機関等の受入実態調査等を実施
○相談支援コーディネーター3名、連携支援コーディネーター1名の配置
○支援連絡会議(2回)、地域連絡会議(10回)、研修会(6回)
- (3) 県立こども発達支援センター運営事業 **【26,024千円】**
発達障害児を早期に発見し、発達障害児への障害特性に対応した発達支援を行うことにより、心理機能の適正な発達及び社会生活に適應する能力の育成を図るため、県立こども発達支援センターを運営
○診断・診療、療育の実施(発達相談、心理検査・アセスメント、診断等)
○市町保健センター等へ出向いての発達健康相談(24回)
○市町の療育体制づくりへの支援
- (4) 発達障害者支援センター運営事業 **【84,808千円】**
発達障害児・者に対する支援を総合的に行う拠点として、県内6箇所の発達障害者支援センター及びブランチにおいて、相談対応や研修、講師派遣、関係機関等との連携会議等を実施
○設置箇所：センター(1箇所)及びブランチ(5箇所)
○相談窓口：土日祝・年末年始を除く9時~17時
- (5) 自殺予防相談体制の充実 **【60,096千円】**
自殺を思考する人の心の悩みや相談機関の少ない夜間帯における相談ニーズに対応するため、24時間電話相談体制の構築や精神保健福祉センター等で実施する精神保健福祉相談を充実するとともに、市町における相談体制の強化等を支援

- 24時間電話相談体制の整備（いのちと心のサポートダイヤル等）
- 精神保健福祉相談の充実

- (6) 相談支援を“つなぐ”研修会開催等事業 【1,500千円】
 複雑で多様化かつ高齢化する障害者からの相談に対応するため、ケアマネジャーや相談支援専門員と専門的・広域的相談機関との連携を推進する研修等を実施
 ○ケアマネジャー等研修会の開催（10回）

2 生活支援体制の充実

- (1) (新)精神保健医療体制の構築事業 【23,433千円】
 精神障害者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるように支援体制を強化
 ○「継続支援チーム」の設置
 ○精神障害者地域支援協議会の設置
 ○県継続支援連絡会の設置
- (2) (新)こころやすらぐひろば設置事業 【1,000千円】
 精神障害者やその家族が、週末等に気軽に集い相談できる「こころやすらぐひろば」を設置（4箇所）
- (3) 強度行動障害支援者養成研修事業 【5,257千円】
 重度知的・精神障害等により自傷他害行為等を繰り返す強度行動障害者に対する支援者を養成
 ○受講見込者数：480名
 ○基礎研修（講義6時間＋演習6時間）、実践研修（講義3時間＋演習9時間）

II 障害福祉サービス等の充実

1 障害福祉サービス等の提供

- (1) 自立支援給付費県費負担 【21,151,100千円】
 障害者総合支援法に基づき、市町が支弁した障害福祉サービス費について、県負担分を交付（国1/2、県1/4、市町1/4）
 ○居宅系サービス（5,464,387千円）：居宅介護、重度訪問介護、グループホーム等
 ○施設系サービス（15,034,984千円）：施設入所支援、生活介護、就労継続支援等
 ○補装具（352,666千円）：義眼、補聴器、義肢、歩行器、電動車いす等
 ○計画・地域相談支援（299,063千円）：計画相談支援、地域移行・定着支援
- (2) 市町地域生活支援事業県費補助金 【1,126,625千円】
 障害者総合支援法に基づき、市町が実施する地域生活支援事業に要する経費の一部を補助し、地域の実情に合った各種障害者福祉施策を実施
 ○主な事業：移動支援、日常生活用具給付、地域活動支援センター活動機能強化等
 ○負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4
- (3) 自立支援医療費 【8,119,245千円】
 障害を除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減するための公費による負担を実施

- 更生医療（2,097,959千円）
- 育成医療（18,534千円）
- 精神通院（6,002,752千円）

(4) 重度障害者医療費助成事業 **【5,150,091千円】**

重度障害者児（高齢重度障害者）が自立支援医療等、他の公費負担対象医療以外の一般医療を受診し、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

(5) 介護手当費補助 **【30,150千円】**

重度心身障害児・者の介護者に介護手当を支給し、当該介護者と重度心身障害児・者の負担を軽減（県1/2、市町1/2）

- 支給額：月額8,333円（年額100,000円）

(6) 障害者福祉施設整備補助 **【662,562千円】**

社会福祉法人等が行う障害児・者福祉施設やグループホーム等の整備に係る経費を補助し、障害福祉サービスの基盤を整備

(7) 障害福祉サービス事業所等整備補助

【333,000千円（平成27年度2月補正 [緊急経済対策]）】

国の緊急経済対策に合わせ、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の整備に係る経費を補助し、基盤整備を推進

2 年齢・特性等に配慮した支援の充実

(1) (新) 良質な障害児通所支援推進事業 **【1,474千円】**

適切な運営と良質なサービス提供が行われるよう、近年急増している障害児通所支援事業所の職員を対象に研修を実施

- 管理者等研修（2回）・職員研修（2回）の実施

(2) 障害児等療育支援事業 **【43,035千円】**

在宅支援訪問や施設支援一般指導、拠点施設（ルネス花北）の運営等を通じ、地域で療育指導等が受けられる療育機能を充実

- 療育等支援施設（19箇所）
- 拠点施設による処遇困難事例に対する相談・指導

(3) 短期入所事業所充実強化事業 **【6,000千円】**

短期入所で障害児・者を受け入れる介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等職員に対して基本的ケアに関する研修を実施するとともに、介護老人保健施設が医療型短期入所として重症心身障害児・者を受け入れるために必要となる機器整備費を助成

- 研修実施回数：3箇所
- 整備対象施設：1箇所（酸素吸入器等の購入）

(4) 在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業 **【3,639千円】**

重症心身障害児・者の在宅での生活を支援するため、訪問看護ステーションが実施する訪問看護に対し、訪問看護料の2割相当額を助成（県1/2、市町1/2）

- 対象：在宅で肢体不自由の身障手帳1級及び療育手帳A判定の両方を有する者等
- 利用回数：週3回を限度

3 精神科救急医療体制等の運営

- (1) 精神科救急医療体制運営事業 【74,724千円】
精神疾患の急発等により精神科救急医療を要する者に迅速な医療を提供するため、輪番制による空床確保等を実施
○夜間・休日における精神科救急医療施設の確保（2床）
○精神科救急情報センター、初期救急医療体制、移送体制の運営
- (2) 身体合併症対応連携事業 【529千円】
一般科救急医師や精神科救急医師、行政等による連絡会議を設置し、身体合併症患者への対応等相互連携の取組を推進
- (3) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備事業 【999千円】
今後起こり得る災害等発生時の緊急支援体制を強化するため、「ひょうごDPAT」（平成26年度設置）の登録制度を運用
○各病院単位での精神科医師・看護師・精神保健福祉士等によるチームの登録
○登録者に対する研修の実施（年2回程度）

Ⅲ 暮らしの安心等の確保

1 障害者の差別解消・権利擁護等の推進

- (1) (拡) 障害者差別解消総合支援事業 【7,778千円】
障害者差別解消法に規定する地域協議会の設置等の法定事項を実施するとともに、障害者差別に関する相談窓口や障害当事者による意見・情報交換の場の設置、産官学連携による普及啓発等により、障害者の権利擁護（差別解消）を推進
○障害者差別解消相談センターの開設（相談対応、調査、事例・情報収集）
○弁護士・福祉専門職による無料法律相談の実施
○差別解消支援地域協議会の運営
○障害当事者委員会の設置
- (2) 障害者虐待防止・権利擁護体制推進事業 【1,910千円】
障害者虐待の防止や権利擁護に関する普及啓発、虐待防止センター・障害者福祉施設等の職員等を対象とする研修、虐待防止等に関する指導者養成研修への派遣のほか、障害者権利擁護センターを運営
- (3) みんなの声かけ運動実践事業 【3,797千円】
だれもがまちなかで困っているときに、みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を実施
- (4) (拡) 手話普及に向けた各種講座の開催 【12,660千円】
聴覚障害者への理解促進と手話の普及に向け、若者対象の手話講座等を開催
○手話講座：若者対象（100回）、一般県民向け（15回）、親子向け（5回）
○手話講師スキルアップ研修（18回）
- (5) 県主催イベントにおける情報配慮支援事業 【4,316千円】
聴覚障害者の社会参加を促進するため、県主催イベント（300人以上のイベント等）に手話通訳者及び要約筆記者を配置

- (6) 無年金外国籍障害者等福祉給付金支給事業 【44,855千円】
 国籍条項撤廃時（昭和57年）に救済措置が設けられず、制度的無年金の外国籍の重度障害者等に対し、福祉的措置として福祉給付金を支給
 ○支給額：40,629円／月（障害基礎年金1級相当額の1/2）
 ○対象者数：92人

2 地域移行・地域定着の推進

- (1) グループホーム等の利用に係る低所得者への県単独負担軽減 【109,447千円】
 グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成を行い、地域移行を促進するほか、医療型障害児施設利用世帯の医療費の利用者負担を軽減
 ○グループホーム：家賃から補足給付額を引いた額の1/2（上限15,000円）
 ○医療型障害児施設：医療費自己負担額を自立支援医療の上限額並となるよう軽減
- (2) グループホーム新規開設サポート事業 【3,100千円】
 グループホーム開設時の初度備品（IH電磁調理器・エアコン・消火器等）や開設に伴う諸経費（敷金・礼金等）を補助し、障害者の地域移行を推進
- (3) (新) 長期入院精神障害者地域移行推進事業 【9,077千円】
 長期入院精神障害者の退院・地域移行推進のため、精神科病院と行政、地域援助事業者等のさらなる連携強化のための取組を実施
 ○精神科病院職員等に対する研修（4圏域）
 ○退院支援プログラムの実施（ピアサポーターによる面談等）

3 福祉のまちづくり・ロボットリハビリテーションの推進

- (1) 福祉のまちづくり研究所運営事業 【160,331千円】
 ユニバーサル社会の実現に向け、県民のニーズを踏まえた実践的な研究開発並びに介護リハビリ研修等を実施
- (2) (新) ロボットリハビリテーション拠点化推進事業 【14,484千円(平成27年度2月補正[緊急経済対策])】
 福祉のまちづくり研究所（ロボットリハビリテーションセンター）を核とし、最先端技術を活用した医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を推進
 ○現場ニーズに即した研究開発・商品化の推進
 ○テクニカルエイド発信拠点の本格運用
 ○リハビリテーション関連国際会議開催への支援

【社会福祉基盤の充実】

I 福祉人材確保対策の充実

1 多様な人材の参入促進

求職者と求人施設・事業所とのマッチングや就職説明会等の強化により、多様な人材の参入を促進

- (1) 但馬・丹波・淡路地域事業所対象の就職フェア 【1,320千円】
 介護人材確保が困難な但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象として、福祉人材センターが実施する就職フェアの開催を支援
 ○開催回数・場所 1回（神戸市）

- (2) **福祉・介護人材マッチング機能強化事業** **【30,129 千円】**
福祉人材センターにキャリア支援専門員（3名）を配置し、福祉・介護分野への就労希望者の掘り起こし、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓、事業所連携の推進・補助などを実施
○巡回相談 ハローワーク・市町社協等
○学校訪問 近畿地方の高校、大学、短大、専門学校等 250 校
○複数事業所連携の推進
・委託対象：30 ユニット（合同で人材確保等に取り組む小規模事業所等）
・委託額：694 千円以内
- (3) **進路選択学生等支援事業** **【3,360 千円】**
高校等に出向き、福祉・介護の仕事の魅力を紹介する説明会等を実施する介護福祉士養成校等に補助
○学校訪問：240 校
○補助額：1 養成校あたり 420 千円以内
- (4) **介護人材確保・定着支援事業** **【22,857 千円】**
関係団体に「介護人材確保支援員」を配置し、介護保険施設等に勤務する介護職員が介護福祉士等の資格を取得するための研修受講料一部助成や研修・相談支援を実施
○委託料補助対象者数：300名
○助成率：1/2
- (5) **介護人材確保に向けた市町・団体支援事業** **【54,401 千円】**
各市町の実情に応じた介護人材確保関連事業及び関係団体が行う介護人材確保に資する事業について助成
○補助対象：市町及び関係団体
○補助内容：介護人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に資する事業
- (6) **高齢者等就労支援事業** **【27,157 千円】**
元気高齢者等の特別養護老人ホーム等への就労促進のため、介護技術の資格取得支援及び高齢者等を短時間雇用する社会福祉法人等を支援
○資格取得対象：55歳以上の高齢者、地域で在宅介護を行う者等200人
○短時間雇用対象：資格取得した55歳以上の高齢者等50人
- (7) **認知症高齢者等の法人後見・市民後見体制の整備（再掲）** **【60,633 千円】**
法人後見・市民後見を推進する体制の整備・強化に取り組む市町(16市)に対し、必要経費を助成するとともに、専門員(1名)を県社会福祉協議会に配置し、情報提供や助言を実施
- (8) **(拡)特養・老健施設における職員の雇用延長促進事業** **【7,587 千円】**
特別養護老人ホームや介護老人保健施設の職員が65歳以降も引き続き勤務できるよう、高齢者に適した業務開発等を実施
○事業内容：高齢の介護職員等に適した介護業務の開発・普及

- (9) **保育士・保育所支援センター開設等事業** **【15,003 千円】**
 保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保に向け、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士に対する職業紹介など就職支援を実施
 ○委託先：兵庫県保育協会
 ○事業内容：潜在保育士の就職支援、出張相談、就職説明会、研修等
- (10) **保育体制強化事業** **【66,150 千円】**
 保育士の負担軽減に向け、地域住民や子育て経験者などの保育補助者を民間保育所が配置した場合に要する経費を補助
 ○実施主体：待機児童解消加速化プラン採択市町
 ○補助額：1か所あたり90千円/月
- (11) **(新) 潜在保育士復職支援研修事業** **【4,578 千円】**
 保育人材の確保に向け、潜在保育士の職場復帰を支援するため、復職にあたって不安を感じる科目・分野を中心に実践的な研修を実施
- (12) **(新) 保育人材確保対策貸付事業費補助** **【1,610,000 千円】**
 [平成27年度2月経済対策補正]
 保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費や、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金・未就学児に係る保育料の負担に対する支援を行うための資金の貸付原資を助成
- (13) **介護福祉士等修学資金貸付事業** **【1,072,000 千円(平成27年度2月補正[緊急経済対策])】**
 介護福祉士等を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資を助成
 ○貸付限度額：月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円、受験対策費4万円(年額)
- 2 福祉人材のキャリアアップ支援**
 多様化・高度化する利用者ニーズに対応できる質の高い人材が求められているため、福祉・介護人材の資質向上のための職員のキャリアアップを支援
- (1) **民間社会福祉施設運営支援事業** **【396,493 千円】**
 施設利用者の処遇向上を図るため、利用者処遇に直接影響のある施設職員を基準より多く配置している施設(介護保険施設を除く。)に対し、人件費を助成
 ○対象施設：県所管民間社会福祉施設
 ○補助施設数：462施設(予定)
- (2) **兵庫県社会福祉研修所の運営** **【18,646 千円】**
 社会福祉研修所において、社会福祉事業従事者の資質向上を図るための各種研修を実施
 ○委託先：兵庫県社会福祉協議会
- (3) **キャリアアップ研修事業** **【8,160 千円】**
 福祉関係団体等が実施する社会福祉施設・事業所等に従事する者のキャリアアップを支援するための研修に対し補助
 ○補助対象 17団体
 ○補助額 480千円/団体

- (4) **キャリア形成訪問指導事業** **【7,000 千円】**
 社会福祉施設・事業所等に無料で講師を派遣して出前講座を行う介護福祉士養成校等に補助
 ○実施回数 250 回
 ○補助額 28,000 円/回
- (5) **職場研修アドバイザー事業** **【6,846 千円】**
 社会福祉施設・事業所等の職場研修を支援する専門員（2名）を社会福祉研修所に配置し、職場研修プレセミナー、職場研修体制の訪問指導等を実施
- (6) **介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業** **【12,503 千円】**
 社会福祉施設・事業所等の職員が介護福祉士実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員経費を補助
 ○補助施設 : 10 法人
 ○雇用期間 : 1 カ月以上 6 カ月以下
 ○補助上限額 : 1,250 千円/人 (6 ヶ月雇用の場合)
- (7) **介護キャリア段位制度の普及促進事業** **【1,600 千円】**
 全国共通の評価基準により職員の実践的スキルを評価するキャリア段位制度について、事業所で職員の評価を行うアセッサーの養成講習の受講料を補助
 ○対象人数 : 160 人
 ○補助額 : 10,000 円/人 (受講料の 1/2)
 ○負担割合 : 県 1/2、事業者 1/2
- (8) **(新) 潜在介護福祉士等再就業支援事業** **【1,500 千円】**
 潜在介護福祉士等が復職する際に必要となる研修の実施
 ○定員・回数 : 30 名・8 回
- (9) **(新) 介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業** **【2,520 千円】**
 但馬、丹波、淡路地域での実務者研修実施費用の一部を助成
- (10) **地域総合支援センター（地域包括支援センター）の機能強化（再掲）** **【4,188 千円】**
 市町が地域包括ケアシステムの構築に向け、地域総合支援センターの機能を強化できるよう、課題の分析や支援策の検討を行う会議を開催するとともに、市町が開催する地域ケア会議を支援するための研修や人材派遣を実施
 ○地域総合支援センター支援会議 2 回
 ○地域総合支援センター職員研修会
 ○地域ケア個別会議研修会 2 回
 ○専門職の派遣
- (11) **(拡) 介護予防・生活支援の基盤整備（再掲）** **【20,093 千円】**
 市町の介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を支援するため、関係者の連携を強化するとともに、市町職員、リハ専門職、生活支援コーディネーター、生活支援の担い手の研修などを実施

- (12) **保育教諭確保のための資格・免許取得支援** **【11,289 千円】**
 子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園免許状と保育士資格両方の免許・資格を有する必要があることから、片方の資格しか所有していない職員に対し、もう一方の資格又は免許取得を支援
 ○養成施設受講料等補助：1人あたり100千円以内（受講に要した経費の1/2）
 ○代替職員雇上費の支援：6,120円/日
- (13) **(新)認定こども園園長研修等の実施** **【2,547 千円】**
 県独自の園長認定制度の創設に伴い、園長資格に必要となる研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施
 ○園長研修：5日
 ○主幹保育教諭研修：1日
- 3 医療・介護の連携強化**
 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護の連携強化に資する人材の育成等を支援
- (1) **在宅医療・介護連携支援事業** **【20,400 千円】**
 県医師会による「兵庫県在宅医療・介護連携支援センター」の設置・運営を支援
- (2) **(新)在宅医療・介護連携推進事業等への支援（再掲）** **【1,884 千円】**
 地域における在宅医療・介護連携を市町が円滑に実施できるよう研修会等を実施
 ○在宅医療・介護連携推進事業支援研修 2回
 ○市町への広域的支援等
 ○連携支援コーディネーター養成研修 2回
 ○医療・介護連携による終末期対応力向上研修 2回
- 4 魅力ある職場づくり支援**
 魅力ある職場づくりをめざし、雇用管理や人材育成等の改善に取り組む事業所を支援する。
- (1) **福利厚生充実支援事業** **【12,500 千円】**
 県社会福祉協議会が運営する民間社会福祉事業職員互助会への加入率向上のため、互助会が実施する宿泊施設利用補助制度への支援を実施
 ○対象者数：2,500人
 ○補助額：1人あたり5,000円以内
- (2) **(拡)地方部における住宅確保促進事業** **【8,400 千円】**
 西播磨・北播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者の住居手当について補助
 ○対象者数：50人
 ○補助額：1人あたり14,000円以内
 ○負担割合：県1/2、事業者1/2
- (3) **経営改善アドバイザー事業** **【6,788 千円】**
 魅力ある職場づくりのため、県福祉人材センターにアドバイザーを配置し、各地域の事業所を巡回することにより、労働環境・処遇改善・職員のメンタルヘルス対策など人材の定着等に関する相談に対応

- (4) 介護職員等産休等代替職員費補助事業 **【10,240千円】**
介護保険施設や介護サービス事業所の職員等が産休等を取得しやすいよう、休業中の代替職員の雇用経費の一部を補助
○対象者数：60人
○補助額：6,400円/日
○補助率：1/3

- (5) (拡)産休等代替職員費補助事業 **【11,028千円】**
民間保育所等の児童福祉施設職員が出産や傷病のため、長期の有給休暇を必要とする場合に、施設がその職務を担う代替職員を任用した際の経費の一部を支援
○補助単価：6,400円/日
○負担割合：県10/10

- (6) 介護保険施設等労働環境改善支援事業 **【38,000千円】**
特別養護老人ホームや介護老人保健施設における労働環境の改善を図るため、自動排泄処理機・移動用リフト(ロボットスーツ等含む介護機器)の導入を促進
○常時雇用者100人以上の法人
・補助台数：3台以内、補助率：1/3(補助上限額10万円)
○常時雇用者100人未満の法人
・補助台数：2台以内、補助率：1/3(補助上限額10万円)
※厚労省助成金一部併用可

5 福祉・介護サービスの周知・理解

福祉・介護の仕事に対する理解と人材の参入を促進するため「きつい仕事」「給与が低い」等のマイナスイメージを解消し、やりがいや魅力を多くの人に伝える啓発活動を展開

- (1) 福祉・介護啓発事業 **【3,830千円】**
福祉・介護に携わる仕事のやりがいや魅力を伝える講演会、シンポジウム等の啓発行事を実施
○実施団体数：10団体
○補助額：1団体あたり383千円以内

- (2) 介護業務イメージアップ作戦展開事業 **【23,877千円】**
- ① 特別養護老人ホームの人材の確保促進のため、介護業務のイメージアップ等に資する事業を実施(7,052千円)
- 情報発信：イメージアップ推進員(施設介護職員等)による中学校等訪問
 - 業界PR：DVD配布、パンフレット配布、介護技術コンテスト実施
 - 参入促進：就職フェア2回
- ② 学生やその保護者・教員並びに未就労者の介護業界への参入促進に資する事業を実施(16,825千円)
- 情報発信：[職場体験] 高校・大学生等250人
[施設見学(バスツアー)] 高校・大学生等300人
 - 業界PR：プロモーションビデオ作成、ソーシャルメディアへの情報配信
 - 参入促進：合同就職説明会2回、中高年者就職説明会3回、業界セミナー1回

- (3) 介護老人保健施設人材確保推進事業 【5,628千円】
 介護老人保健施設の人材の確保促進のため、介護老人保健施設業務の魅力発信に資する事業を実施
 ○シンポジウムの開催 : 1回
 ○就職セミナーの開催 : 2回
 ○在宅復帰率向上研修の実施 : 2回
- (4) (拡)ひょうご介護サポーター(仮称)研修事業 【7,950千円】
 特別養護老人ホームや介護老人保健施設において、元気高齢者、離職者等を対象に、実際の介護業務を1日体験する機会を提供し、介護現場への就労を促進
 ○対象人数: 特養: 1,800人、老健: 200人
- (5) (新) 福祉・介護学習プログラムの開発 【848千円】
 親の介護、認知症、看取りなど、誰もが直面する人生の問題について学び、住まいや職業選択など自分の生き方・働き方を考える契機となる学習プログラムの開発
 ○事業内容: 県立高校での授業を想定したプログラム開発及びモデル授業の実施(5校)

II 社会福祉法人の適正運営の確保

1 社会福祉法人の指導・監査の実施

社会福祉法人の適正な運営を確保するため、指導・監査を実施

- (1) 社会福祉法人等指導監督費 【2,146千円】
 社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、社会福祉法その他法令通知に基づき、監査及び研修会を実施
- (2) (新) 社会福祉法人経営指導強化事業 【2,266千円】
 経営不振の社会福祉法人の課題を早期に発見し、経営適正化に向けた指導を行うため、公認会計士による財務分析等を導入
 ○対象法人 第一次分析: 県(144)及び一般市所管法人(289) 計433法人
 第二次分析及び経営審査: 県所管144法人
 ※一般市所管法人に係る分析費用は各市に負担を求める。
 ○事業内容
 ・第一次分析 各法人から提出された財務資料による分析(簡易分析)
 ・第二次分析 第一次分析で財務状況に問題がある法人を、公認会計士が詳細に分析
 ※分析業務は、監査法人や会計事務所に委託
 ・法人経営審査会における指導方針の検討
 第二次分析の結果、早急に経営面での指導を要する法人等を抽出し、公認会計士、弁護士等で構成する法人経営審査会において指導方針等を示し、経営改善を図る。

III 生活困窮者等への支援

1 生活困窮者等への支援

生活困窮者等が雇用や就業機会の確保に向け安心して生活が送れるよう、生活、就労、住宅等の支援を実施

- (1) **住居確保給付金事業** 【792千円】
 離職により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対して、家賃相当分を有期で給付
- (2) **自立相談支援事業** 【11,054千円】
 生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を実施
- (3) **就労準備支援事業** 【11,054千円】
 一般就労に必要な知識・技能を習得するための訓練等を実施
- (4) **ホームレス対策事業** 【5,122千円】
 ○ホームレスの概数調査の実施
 ○関係機関、民間支援団体等との連絡協議会の開催
 ○住居のない生活困窮者に対し食事や一時宿泊所の提供等を実施
- (5) **被保護者就労支援事業** 【15,207千円】
 就労支援員を設置し、就労に関する相談・支援、ハローワーク等との連絡調整等を実施
- (6) **(新)生活困窮者世帯の子どもを地域で支援** 【14,062千円】
 生活困窮者世帯等の子どもに対し、調理実習等を通じて食事・居場所を提供し、学習支援、日常生活習慣獲得及び保護者への養育指導を行う拠点を運営
 連絡調整員を設置し、各拠点の地域住民の発掘や育成指導、市部に対する事業実施に向けた指導・助言を実施
 ○対象地域 県内12町
 ○場 所 社会福祉施設、空き店舗 等
 ○回 数 週2回(年間約96回)
 ○時 間 4時間/回(16時~20時)
 ○学習支援 2時間
 ○調理実習・食事・片付け 2時間
 ○受入人数 約20人
- (7) **(新)「子ども食堂」の運営支援(ふるさとひょうご寄附金)** 【3,000千円】
 NPO法人や社会福祉法人が実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成
 ○事業主体 NPO、社会福祉法人 等
 ○回 数 月4回(土・日・祝日・4時間程度)
 ○受入人数 10人程度
 ○補助上限額 200千円

2 母子家庭等医療費給付の実施

【504,861千円】

母子家庭等の医療費負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

世帯区分	一部負担金	
	外 来	入 院
○低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等当たり 1 日400円 (月 2 回まで)	定率 1 割 月額1,600円 限度
○一般 児童扶養手当(全部支給)の所得制限の基準を準用(所得95万円未満※) (注) 児童扶養手当を加えた実収入額234万円※ ※扶養親族2人の場合	1 医療機関等当たり 1 日800円 (月 2 回まで)	定率 1 割 月額3,200円 限度

3 ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭の親への職業能力の開発や学び直しを支援

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

【410,000千円(平成27年度 2月補正[緊急経済対策])】

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金の貸し付けを実施

○ 貸付内容

[入学準備金]

- ・ 貸付対象経費 看護師等養成機関への入学費用
- ・ 貸付上限額 500千円(1回限り)
- ・ 返還免除要件 県内で5年間就業を継続すること

[就職準備金]

- ・ 貸付対象経費 資格取得後の就職準備費用
- ・ 貸付上限額 200千円(1回限り)
- ・ 返還免除要件 県内で5年間就業を継続すること

(2) (拡) 自立支援教育訓練給付金事業

【600千円】

職業能力の開発のための講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給

- 支給額 受講費用の6割(上限20万円)
(平成27年度 2割(上限10万円))

(3) (拡) 高等職業訓練促進給付金事業

【11,693千円】

就職の際に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活費の負担軽減となる給付金を支給

○支給要件・内容

- ・ 修学期間 1年以上(平成27年度 2年以上)
- ・ 通信制 可(平成27年度 不可)
- ・ 支給期間 3年上限(平成27年度 2年上限)

(4) (拡) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【1,800千円】

高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給

○受給対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、子（郡部のみ）

※平成28年度より子も対象

○対象講座 高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）

[問い合わせ先] 健康福祉部社会福祉局社会福祉課 (078) 362-9112